長野県総合計画審議会土地利用・事業認定部会(議事録)

- 開催日時 平成 29年1月23日(月)午後1時30分から3時
- 開催場所 県庁議会棟 3 階 第 1 特別会議室
- 出席委員(五十音順) 春日十三男委員 中條智子委員 野原莞爾委員 三木正夫委員
- 1 開 会
- 企画振興部地域振興課 市川課長補佐兼土地対策係長から委員の出席状況報告、長野県総合 計画審議会条例に基づき会議が成立している旨を説明
- 2 あいさつ
- 企画振興部地域振興課 藤澤課長からあいさつ
- 3 会議事項
- (1) 長野県土地利用基本計画(計画図)の変更について
- 企画振興部地域振興課土地対策係 池田担当係長説明 (資料1~2)
- 都市・まちづくり課 木下企画幹説明

(資料3~4)

■ 農業政策課 吉池課長補佐兼農地調整係長説明

(春日部会長)

ただいま事務局から説明がございました、長野県土地利用基本計画の変更でございます。 ご質問・ご意見ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

(三木委員)

須坂市の場合、大型商業施設がインター周辺に出店計画があり、塩尻市の件を参考にお聴き したい。農業経営に支障がないという理由は何でしょうか。

(農業政策課 吉池補佐)

地域には12戸の農家が営農しており、その方々が引き続き営農を希望する場合は、代替地を用意するため農業経営に支障が生じないということになります。

(三木委員)

12 戸の農家が営農を希望しない場合はどうか。

(農業政策課 馬場主査)

12 戸のうち 2 戸は兼業農家であり、営農希望をしていない。残る 10 戸の方も代替地の希望がないが、希望があれば対応するということで調整がとられている。営農希望がなければ、代替地の調整を行う必要がないということになります。

(三木委員)

以前と違って代替地を希望する方が減少している実情を踏まえて考えていくことが大事。こ

ういうケースが今後も増えていく。

農業振興地域整備計画書の変更時期はいつかお尋ねしたい。なぜかというと、土地利用計画変更のために農業振興地域整備計画の変更が必要で、市町村としては何百万も経費がかかる。 農業振興のために計画の変更が必要であればよいが、本当に地域のために必要な計画なのかという観点で、計画のための計画を作ることが必要なのかを考えて頂きたい。

(農業政策課 馬場主査)

塩尻市農業振興地域整備計画の変更は、平成27年4月に行われている。

(三木委員)

その変更理由は分からないですよね。

(農業政策課 馬場主査)

概ね5年に1度見直すもので、前々回の改正は平成21年度である。

(三木委員)

資料3について、人口減少下において都市計画法の人口フレーム(注1)が難しい。塩尻市は工業出荷額から必要面積を割り当てているが、新たな住宅団地や新たな産業団地を作る場合、従来のトレンド(注2)では、人口が右肩下がりの場合に人口フレームを作れないため、都市計画法の区域区分の変更が難しい。新たな産業がくるという前提の人口フレームは認めてもらえないのか。

【注1:都市計画法で利用する市街化区域の人口の枠組み。1ha 当たりの最低人口密度 40 人以上等】

【注2:統計用語。過去の傾向やすう勢により推計する手法】

(都市・まちづくり課 木下介画幹)

人口フレームは、過去からのトレンドで将来人口を推計する人口増加の時代に作られとものと認識している。これから人口が減少していく中で、人口フレームが確保できないという課題があることは認識している。その中でどんな手法があるかということについては、県だけではなく国、農政サイドを含めて調整しながら内容について検討していく必要がある。課題があることは十分認識している。

(三木委員)

お願いなんですけれども、国の意向を踏まえるのは大事であるが、国がそこまでいけないといっているかどうかを踏まえ、農地、都市計画をやっていただきたい。全国市長会でも都市計画の線引きやコンパクトシティの話をする。今問題となっているコンパクトシティ等は大都市の問題であると国土交通省の幹部もおっしゃっている。大都市の論理を地方の論理に当てはめるとすれば地方創生はできないと思う。県にお願いしたいのは、市町村の実態や長野県全体を見て土地利用や農地をどうするのか考えて頂きたい。国に説明する際にも県内市町村の考え方

を伝えて頂くのが本当の地方自治だと思っている。たぶん国の方も個別にきちんと実情を話していただければ地方の実情は分かって頂けると思うので、県に実情を話していくようお願いしたい。

(春日部会長)

これから人口減少社会になり、長野県も高齢化が進展してゆくので、地域にあった形の土地利用が重要な位置付けになると認識している。農業関係についても土地の集約については、所有権と耕作権を分けたくないという昔の感覚(農地を取られてしまうという感覚)があり、集約が難しい。きちんとした農業振興地域についてもここはきちんとしていくんだという整理をしていかないと、どんどん侵食され、住宅地ができ、適正な農業振興地域ではなくなっている。地域がそれでいいと判断しているのであれば、地域の実情にあった形、地域に生きてゆく人間にとって優位になるようにしていく必要があると思う。国にも働きかけて頂きたいと思う。

(三木委員)

都市計画の区域区分の変更は時間がかかる。下伊那地方事務所時代に工業誘致していた際に、 1年経てば工場が空くのでそこに移転されてはどうかと交渉したことがあるが、企業は「1年 も待てない。半年以内に工場を開設したい。」ということで断られたことがある。大変なのは 承知しているが、スピード感を持って進めて頂きたい。それが産業振興とか人口増加とかすべ てにつながると思う。

(春日部会長)

他にどうでしょう?

三木委員のご意見等がございましたが、基本的に計画の変更について認めないというものではないと思いますので、意見については、それぞれの部局、関係機関につないで頂くということで、議題(1)長野県土地利用基本計画(計画図)の変更、塩尻市の案件については、部会として了解するということでよいでしょうか。

(委員了承)

それでは、部会として了承します。

続きまして、議題(2)長野県土地利用基本計画(計画書)骨子(案)についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

■ 企画振興部地域振興課土地対策係 池田担当係長から説明(資料5~10)

(春日部会長)

今後、県は計画の骨子(案)をもとに、素案を固めていくということですが、御意見があれば御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(三木委員)

資料 6 第 2 の 3 に「土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全計画」について、公的機関に限られるのか。民間企業も入るのか。

(地域振興課 池田担当係長)

公的機関に限られ、譲渡所得1,500万円控除の対象となるものです。

(三木委員)

資料 7 第2の2「農地におけるインターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応」に ついて「規制・誘導する調整方針を検討し」と記載されているが、調整方針を立ててくれるの か。また、「適正な土地利用」と記載されているが、資料5の土地利用基本計画の趣旨では「適 正かつ合理的な土地利用を図る。」と記載されているので、「適正かつ合理的な土地利用」とさ れたい。更に既存のインターチェンジ周辺などストック効果を含めた観点で記載していただき たい。もう1点は、インターチェンジ周辺の開発については、ただ単に農地を潰すというよう な短絡的な考え方になってしまうが、実際はそれだけではなく、大型産業団地ができることに より、パートで働くことができ、家族で働くことによって農地を守ることができるという意見 もある。ただ単に農地を潰してしまうだけではないという考え方。また、そういう施設ができ ることによって、観光とか、直売所ができますからプラス効果がある。ひとつのゾーンができ ると、「地域別の土地利用基本方向」の「農山村」に記載のある「生活基盤の整備、小さな拠 点、集落の維持や都市との共生・交流」等がインターチェンジ周辺を開発することでできるの で、これらを考慮しながら運用されたい。例えば、生活基盤としては、商業施設は単なる商業 だけではなく、こどもからお年寄りまで、そこに行って色々なことができる。小さな拠点もそ こに色々な施設があることによってひとつの拠点となる。集落の維持については、そこに住む 人が農村地域にいなくなることが問題ですから、働く場所があれば、戻ってくるということも あり、ここの部分については、広く考えて頂きたい。

(春日会長)

どうでしょう「適正かつ合理的な土地利用」の記載等についていかがでしょうか。

(地域振興課 池田担当係長)

たくさんの意見を頂戴いたしました。1点目のインフラストックを活用した規制・誘導の記載についてでございますが、現行計画で沿道の土地利用にかかる規制・誘導方針が記載されていますので、それと同じようにインターチェンジ周辺も含めて、規制・誘導できる調整方針を県に限らず市町村でも検討する必要があるということで記載をしているところでございます。

(三木委員)

新規に限らず、既存のインターも活用できるということですね?

(地域振興課 池田担当係長)

そのように記載しています。

(地域振興課 藤澤課長)

今の委員さんのご指摘ですけれども、土地はそれぞれ個別法で様々な規制があります。目指すところは地域の振興であったり地方創生だと、そういう大きな視点を忘れないで土地利用基本計画を考えるべきだという御主張だろうと思います。私どもも法律の中で様々な規制がございます。そういったことを踏まえながら、ご指摘いただいたような地方創生をやっていかなければいけない時代だということで社会情勢の変化を踏まえながら考えるように、記載の方も工夫したいと思います。ひとつ宿題をいただいたということで、この部分は検討させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(三木委員)

ありがとうございます。藤澤課長がおっしゃる観点で、資料 5 の「土地利用の総合調整」を お願いしたい。

(三木委員)

資料7の3「地域別の土地利用の基本方向」については、お願いしたいのは4月に地域振興局ができるので、土地利用の横展開(肉付け)はそちらで記載いただきたい。

(地域振興課 藤澤課長)

4月から地方事務所が地域振興局に変わり、現地機関が一体となった組織で地域振興にあたる。名は体を表すということで、地方の事務ではなく地方の振興を行うこととなり、地域振興局が担うところが大きいので、地域振興局の役割を踏まえながら記述するよう検討したい。

(春日部会長)

他にどうでしょう。

(野原委員)

土地利用の問題は、県の方向性ということで重要な要素が含まれている。ひとつ確認したいのは、農振地区で改修後 10 年程度経過しないと転換ができない問題がある。今の時代に 10 年はすごく長い。基本を 5 年程度に短縮する投資が必要だと思う。時代が進み、人口が減って農地を企業法人でカバーできないかという時代であるので議論が必要。

また、飯田には10年後にリニア中央新幹線が停まる。土地利用だけではなく開発にはその地域をどうするかという精緻な計画が必要だと思う。インターチェンジ西側には、果樹園等の荒廃農地が多く放置されている。そういうところに観光の視点からいうと、観光施設を誘致してくる。例えばオーベルジュ(フランス発祥、こだわりの食事が楽しめる宿泊施設。)みたいなものを作り、インバウンドに寄与するような施設を作る場合、色々な法律の網があって、す

ぐに施設ができない。民間にはスピードが必要であり、施設建設ができるのかどうか分からないところに時間をかけていられない。スピーディーな連携ができないのかと考えている。国土の利用という観点の中で放置しておいたらどうなるのかという観点と、開発するべきかという調整が必要ではないかと考えている。そのような連携、調整について具体的な計画はあるのでしょうか。

(農業政策課 吉池補佐)

公共投資をした場合、圃場整備等の面的整備については、農振除外に当たっては8年経過している必要がある。農業用用排水施設等を改修する場合も8年が前提であるが、市町村の方で農業振興に資する施設を設置するという説明があれば、除外ができるという規定もあるので、施設の具体的な計画をお聴きする中で、相談に応じて行きたい。

(春日部会長)

農地転用の申請について、再生エネルギー(太陽光)の申請が多い。これが曲者で、農業生産が従前の 8 割確保できると転用許可が不要になる方法と農地転用する方法がある。農業委員会で認めないと言っても認める形になってしまうことがある。売電価格も下がってきており、売電できなくなった場合にどうするのか、無計画な開発を認めていくことに問題がある。地域特性が合った所であればよいが、優良農地の真ん中に売電目的の太陽光パネルが設置され、雨水の排水路が整備されておらず、排水で周辺農地に被害が出たり河川に被害がでる場合もある。もう少ししっかりした計画の作り方、認め方などきちんとしたルール作りが必要であると考える。

(三木委員)

市町村で設置する場合には厳格な規制がある。個人については認められやすい。本末転倒で、 市町村が開発する場合にそんなに悪いことをするはずがないのに面積で厳格に規制される。ル ール作りを考えていく必要はあるかもしれないですね。

(春日部会長)

転用計画の中には朝鮮人参を太陽光パネルの下に作るという案もある。農家でも難しいのに 素人では無理だと思う。

(野原委員)

仕事で太陽光発電をやらせていただいている。買取り価格が下がり、耐用年数は 20 年程度 と考えられるが、将来的には膨大な廃棄物が出る。エコだということで設置しているが全国集 めると原子力並みの廃棄物が発生するのではないかと考えている。再生エネルギーも綺麗なう ちはよいが 20 年後に動かなくなって放置され、色々なものが流れ出す可能性もあるということで、このような問題も整理していかないと社会問題になるのではないかとはと危惧しており、

最近はできるだけ慎重な対応をしている。再生可能エネルギーは大変だと思うが、農業工場のようなものを作り、きちんとした土台の下で温室農業をやって、屋根に太陽光発電設備を設置する施設なら許されるのではないかと考えている。農地を転用して太陽光発電設備を設置し、エコに取組んでいるという市町村もなきにしもあらずなので、いかがなものかと考えている。(春日部会長)

長野県の場合、森林があり水路の傾斜がある。小水力発電や材木を使ったチップ材の利用等特徴のあるエネルギー施策がよいのではないかと考えている。太陽光は取組み易いということなのか。そうすると土地の利用方法は少し変わってくると思いますが、どうでしょうか他に。(中條委員)

千曲市もインター周辺の大型店の問題が出てきている。農地を高齢化により手放したいという考え方と、いい農作物ができるのでもったいないという考え方が交錯している。私が女性で家事を受け持っているという立場から言いますと、地産地消ということで一生懸命皆さんが頑張っている。長野県の中で作った自分たちの農作物をできるだけ長野県の皆さんが消費できるようにしたいと思っており、商業施設に転用されるのはどうかと考えている。本日議長の農協の立場で、これ以上農作物を減らしてよいのか、長野県農政部としての見解はいかがか。長野県の中で今後も農業を続けて行けるのかお聴きしたい。

(春日部会長)

長野県では高品質な野菜ができる。大量出荷により市場調整を行い、価格調整をしていた。 最近は、農協 16 支所の直売所で一般家庭の方にも農産物を直売所に出していただく「新鮮信州キャンペーン」を実施している。食の安全安心のため生産者の顔が見えるよう工夫はしている。荒廃農地については、市民農園のように分けて利用できるようにしたらどうかという声もあり、主婦の方でも農家をやったことがない人でも技術を覚えれば野菜ができるので、野菜を作って自分の食卓を飾ったり、余ったら直売所に出荷していただいたり学校給食に使うという循環ができるようにして、荒廃農地を農地として利用できればと考えており、そのようなグループもできつつある。我々の基幹として専業農家は稼がなければならないので都市部に出荷しているが、地産地消などで農業の生産量を伸ばしたいとは考えているが、稼げないため難しい。昔はパートに出るなら野菜を作れといわれた時代もある。当時は売るところがなかったが、最近は直売所があるのでパートで稼ぐなら、同じ時間で子育てしながら空いた時間で野菜を作り直売所に出荷するという選択もできる時代になった。農政部はいかがか。

(農業政策課 吉池補佐)

農政部では、「長野県食と農業農村振興計画」というものを作成しておりまして、その中に も記載がある地産地消の推進は重要なもの認識しております。荒廃農地については、農地中間 管理機構等を活用しながら担い手へ農地を集積することにより荒廃農地の発生防止・解消に取り組んで行きたいと考えております。

(三木委員)

実態を申し上げると農業で生活できる農家は跡継ぎがいる。ぶどうのシャインマスカット、ナガノパープルなど作っている農家は後継ぎがいる。農業で収入が得られない農家は後継ぎがないので都会に出たまま帰ってこない。片手間で農地を守らなければならない方もいるが、夫婦2人で働いていればある程度収入があるから農産物で暮らしていけるので後継ぎも帰ってこれる。勤めるところがあるか、専業農家として生計を立てられることが必要。地消地産も大事であるが、それだけで農業を続けられないことが課題である。直売所ができたので出荷される方が非常に多く、高齢者の生きがいや健康づくりにも貢献している。須坂の場合、大型施設周辺は水田地帯が多く、米作だけでは収入にならない。高品質農産物のぶどうやりんごなど特色のある農産物を作っている方がいない。アンケート調査をしても農地を手放したいという方がほとんどであり、10年もすると荒廃農地になってしまう。集約化しても良いが、集約化をするだけの体力、集約化を行っている組合や法人がない。農業による自立は難しい。須坂市としては近辺を開発し、より多くの方が働いていただきたいと考えている。

(春日部会長)

水稲は忙しい時期が限定されているので、それ以外は水の管理等で現金収入になる仕事ができ、高齢化しても、機械で植えてもらい稲刈りをしてもらって続けられることもある。実入りにはならないが田んぼにはなる。逆に商業施設ができて、そこに野菜の直売所を作れば、水田を畑に変えて野菜を作って出荷するということができればすごいでしょうね。

(二木委員)

直売所で200万円~300万円売っている方もいるんです。

(春日部局長)

すごいですね。そういった切り分けを上手く土地利用基本計画の中で形にできればということでしょうか。雇用がなければ帰ってきませんし、UターンIターンしても生活ができない。 農業では、Uターン制度に対する国の補助制度もあり、何とか残そうとしているんですけれども、結局お金にならず、暮らしていけないのでは続けられない。そこがネックであり、働くところがあれば違うということでしょうか。

様々な観点からの御意見、ありがとうございます。

議論はこの程度としまして、部会としては、「長野県土地利用基本計画」の変更に当たり、 県には本日の意見を骨子(案)にできるだけ反映させていただいた上で、国が分かってもらえ なければならない部分もあるかもしれませんが、素案の作成作業を進めていただくというよう なまとめでよろしいでしょうか。

(了)

これだけは追加したいということがあれば、どうぞ。

(野原委員)

1 つだけよろしいでしょうか。現在観光機構を任されている。現在は観光地域戦略推進本部 ができ、部局横断で県全体が観光振興、言ってみれば各地域の振興をして行こうということで いろいろなことをやっており、その中に土地の利用の問題、農業の問題も入っている。観光と いう面で言うと、観光だけではなく地域が稼げる地域にならないとならないという思想で長野 県観光機構はDMO (Destination Management & Marketing Organization) という候補 法人として登録し、各地域も地域DMOとして登録している。稼げる地域づくりをするので、 私的にはDMC(カンパニー:会社)としてもいいと思っている。長野県の場合にはDMOと いうことで各地域の活性化であるとか、地域が観光を通じて、観光客に農産物のもぎ取り体験 や商業であればその施設を見る。ひとつの例として、昼神温泉では、星空鑑賞で何十万人とい う観光客を呼び込んだが、夜は商店街が真っ暗で開いていないため買い物をすることもできず、 地域全体が潤わない。地域全体を活性化することがこれからの観光地域づくりではないかとい う観点から、あらゆる面で地域を活性化できるよう方向に行くことを前提にしたまとめとして いただきたい。知事と話す中でも、それぞれの部局が観光や地域創生に目を向けたものを前提 として、こういうものがあるんだということをうたうことによって連携意識ができるのではな いかと言っている。観光地域づくりというのは地域の活性化、いわゆる稼げる地域を作ってい くんだということが基本になるので、そのようなことをを入れて頂ければよい。

(春日部会長)

長野県としては、非常に大きくすばらしい観光財産があり、観光とどう上手く利用していけるか重要なポイントである。合わせて踏み込んで記載していただきたい。そのようなまとめでよろしいでしょうか。

(意見なし。)

(三木委員)

一言御礼を申し上げる。参考資料の2頁「地域別の基本方向」(2) 農山村の記載について、都市計画法の34条第11項(市街化調整区域の開発)の規制緩和ありがとうございました。 おかげで住宅も建ちました。農地を取得する場合の農地面積の下限値撤廃をして頂いて感謝している。移住される方も喜ぶと思う。井上地区の直売所でございますが、当初は農業者が直接設置するものでなければだめだという制約があったのですが、調べて頂いたところ井上地区の J Aの直売所も開設できることが分かり開設できた。このように、制約の中で地域のためにどういうことをしたらいいのか職員が考えて頂ければ県民にも喜ばれる。部局や課でそれぞれの仕事をしっかりやっていただいているんですが、計画を作る際には、横の連携を取って県民のために何が重要かということを考えて頂き、県のためにこういうことがプラスですという計画を作って知事に話せば、知事も分かって頂けると思う。自分のところだけ守ったりすると、いい仕事ができなくて、計画のための計画になってしまいますので、繰り返しになりますか、横の連携を取って県民のために何が重要かという観点で考えて頂ければ、この計画も意味があると思いますのでよろしくお願いします。

(春日部会長)

ご意見については、以上で終局したいと思います。

その他、事務局から何かありましたらお願いします。

(池田担当係長)

次回開催時期については、6月の総合計画審議会日程に合わせて調整したいと思いますのでよろしくお願いします。

(春日部会長)

本日の議題は以上でございますが、この際、委員の皆様から何か御質問・御意見がございま したら、お願いします。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議事項を終了し、部会長の務めを終わらせていただきます。

(市川課長補佐)

春日部会長さん、委員の皆さま、御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会は閉会とさせていただきます。